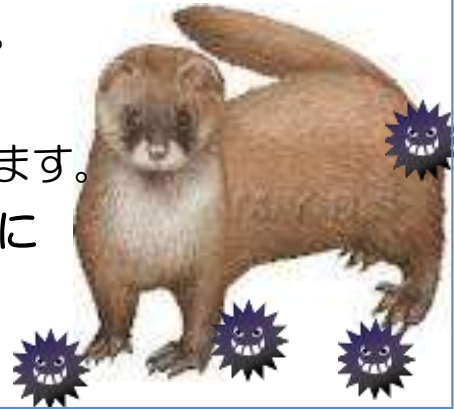


高病原性鳥インフルエンザ対策を 引き続き実施してください！

- ◆ 気温は上昇し、花粉の飛ぶ季節となりました。
- ◆ 今冬、韓国では356件、台湾で100件の発生が確認されています。
日本ではH5N6亜型のみですが、近隣諸国では、H5N2 亜型H5N8亜型の発生も確認されており、まだまだ予断を許さない状況です。

高病原性鳥インフルエンザの発生農場では、池・川などが隣接しており、野鳥の飛来が確認されたとの報告があります。
水辺に飛来した渡り鳥を肉食動物が捕食し、ウイルスをもった状態で鶏舎に入る危険性があります。

野鳥やネズミ、イタチ等の肉食動物を鶏舎の中に侵入させないよう金網・ネットなどの点検を実施してください。



ウイルス侵入防止対策の4箇条

- 防鳥対策：防鳥ネット破損箇所は修繕してください。
- 飲用水対策：塩素濃度の確認を定期的に行ってください。
- 人、車両対策：踏込消毒、車両の消毒を徹底してください。
- 野生動物対策：ネズミを鶏舎内に入れないよう対策してください。

鳥インフルエンザを疑う症状があれば直ちに当所へ連絡をしてください
過去21日間の平均死亡率の2倍以上の死亡率を確認した際にも連絡をお願いします。

京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田371-2
TEL 0773-25-1860 FAX 0773-25-1861
(休日・夜間は転送されます)